

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



50歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

2019年度の税制改正

住宅ローン控除を拡充

こんにちは、高橋学です。春が待ち遠しい季節になりました。今月は、2019年度の税制改正についてご紹介します。皆さんは、昨年末、2019年度税制改正大綱が閣議決定され、発表されたのをご存知でしょうか？ 現在、国会では、大綱に沿って作られた税制改正法案が審議されていますが、例年通りであれば、これらの法案は3月末までに成立し、4月以降、順次施行される見込みです。

下表に大綱のポイントをまとめました。家計の税制改正で注目されるのが、「住宅ローン控除の拡充」と「自動車税の引き下げ」です。共に消費税率引き上げを見据えた措置ですが、住宅は消費税率増税後から2020年末までに契約して入居する物件を対象に住宅ローン控除の控除期間を現在の10年から13年に延長する、自動車は2019年10月以降の購入者に対し、所有者が毎年支払う自動車税を最大4,500円引き下げなどの減税が行われます。

贈与を考える人が注目したいのが、「教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し」です。これ

らは一定の条件を満たすことで、教育資金1,500万円、結婚・子育て資金1,000万円まで無税で贈与できるものですが、2019年4月以降も2年延長されると共に、受贈者の所得が年1,000万円以下であること並びに一部用途の見直しが図られました。

中小企業向け法人税優遇税制の延長

企業経営に関する税制改正も多数あります。中小企業関連で覚えておきたいのが、「法人税関連の税制優遇策の延長」です。中小企業者等の法人税率の軽減特例（年800万円以下の所得に対して15%）の適用期限が2年延長のほか、中小企業の設備投資を後押しする中小企業投資促進税制等の適用期限の2年延長などがあります。

また、個人事業者の事業承継税制の創設も、今年度の税制改正の目玉の1つです。これは後継者が、相続や贈与により事業用資産（事業用土地や建物など）を取得し、事業を継続する場合に、相続税・贈与税の納税を100%猶予する制度。利用には、法人の事業承継税制と同様、承継計画を作成し都道府県の認定を受ける必要があります。M

2019年度税制改正大綱のポイント

家計	住宅ローン	消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を10年から13年に延長。	企業	中小企業	中小企業者等の法人税率の軽減特例（年800万円以下の所得に対して15%）の適用期限を2年延長。
	自動車関連	2019年10月1日以降に新車新規登録を受けた自家用自動車の自動車税を最大4,500円引き下げ。 2019年10月1日から2020年9月30日までに取得した自家用自動車の環境性能割の税率を1%分引き下げ。			中小企業向け投資促進税制の2年延長。
	教育、結婚・子育て	教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置について、受贈要件などの見直しと2年間の期限延長。		事業承継	個人事業主の事業承継税制の創設。土地や建物、設備に係る相続税・贈与税などの支払いを猶予。